

第31回京都市都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成19年9月20日

京都市長 梶 本 頼 兼

1 日 時

平成19年11月2日（金）午後1時30分から

2 場 所

京都ガーデンパレス 2階「葵」

（京都市上京区烏丸通下長者町上る龍前町605番地 電話411-0111）

3 議事事項

- (1) 計議第133号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更について（京都市決定）
- (2) 計議第134号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更について（京都市決定）
- (3) 計議第135号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の変更について（京都市決定）
- (4) 計議第136号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域の変更について（京都市決定）
- (5) 計議第137号 建築基準法第52条第1項第6号に規定する建築形態規制の指定について（市街化調整区域における容積率の最高限度の指定）
- (6) 計議第138号 建築基準法第53条第1項第6号に規定する建築形態規制の指定について（市街化調整区域における建ぺい率の最高限度の指定）
- (7) 計議第139号 建築基準法第56条第1項第1号及び別表第3

(に) 欄 5 の項に規定する建築形態規制の指定について（市街化調整区域における建築物の各部分の高さ（道路斜線制限）の最高限度の指定）

(8) 計議第 1 4 0 号 建築基準法第 5 6 条第 1 項第 2 号ニに規定する建築形態規制の指定について（市街化調整区域における建築物の各部分の高さ（隣地斜線制限）の最高限度の指定）

(9) 計議第 1 4 1 号 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路の変更について（京都市決定）（3・5・130宝池通の変更）

#### 4 会議の傍聴

(1) 傍聴定員

10人

(2) 傍聴手続

傍聴の受付は、当日の午後1時から午後1時15分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

(3) その他

審議会が公開すべきでないとする場合は、当日非公開となる場合があります。

#### 5 問い合わせ先

都市計画局都市企画部都市計画課 電話 222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）